

労働保険料等の納付手続きの一部変更について

(労働基準監督署の歳入歳出外現金出納官吏廃止)

労働保険料等納付に係る事務処理の一部集中化に伴い、令和6年3月29日限りで、新潟労働局内の労働基準監督署における歳入歳出外現金出納官吏を廃止します。

以後、先日付小切手、手形等の証券による労働保険料等の取扱は、新潟労働局労働保険徴収課に集約となります。

なお、各労働基準監督署における現金による納付手続きは従来どおりで変更はありません。

令和6年3月8日

問い合わせ先

新潟労働局 総務部

労働保険徴収課 収納係

電話：025-288-3502